(5) タクシーチケット管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 茨木土木事務所 | 「タクシーの使用基準」によれば、タクシーを使用させるときは、タクシー使用簿に発券承認印を押印の上、その使用を承認し、タクシーチケットを交付することとされているが、タクシー使用簿にタクシーチケット発券承認の押印がなされていないものがあった。  また、タクシーチケット使用の確認については、使用の事実と請求書記載の内容を総務担当主査が確認し、タクシー使用簿に押印した上、所属長が最終確認することとされているが、タクシー使用簿にタクシーチケット使用の確認を証する押印がなされていないものがあった。 | 【是正を求めるもの】  「タクシーの使用基準」に基づき、タクシーチケットを使用させる際には、タクシー使用簿へ発券の承認印の押印を徹底されたい。また、タクシーチケット使用の事実確認後には、使用の確認の押印を徹底されたい。  【タクシーの使用基準】  ２ 使用の承認  所属長等は、タクシーを使用させるときは、タクシー使用簿に発券承認印を押印の上、その使用を承認し、タクシーチケットを交付する。  所属長等が不在等やむを得ない理由により、事前に使用の承認が得られない場合は、事後に、発券承認印を得るとともに、事後承認となった理由を明らかにすること。  （留意点）  ３．タクシー使用の確認は、履行の事実と請求書記載の内容を総務担当主査が確認、押印した上、所属長が最終確認する。 | タクシーチケットの発券から支払までの事務の流れを「タクシーチケット利用マニュアル」としてまとめ、総務担当者等関係職員に配布した。また、所内全職員に対して「タクシーの使用基準」を再周知し、その遵守を徹底した。 |